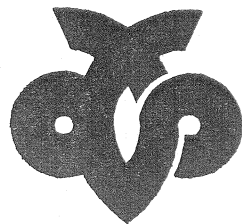


昭和39年12月10日発行

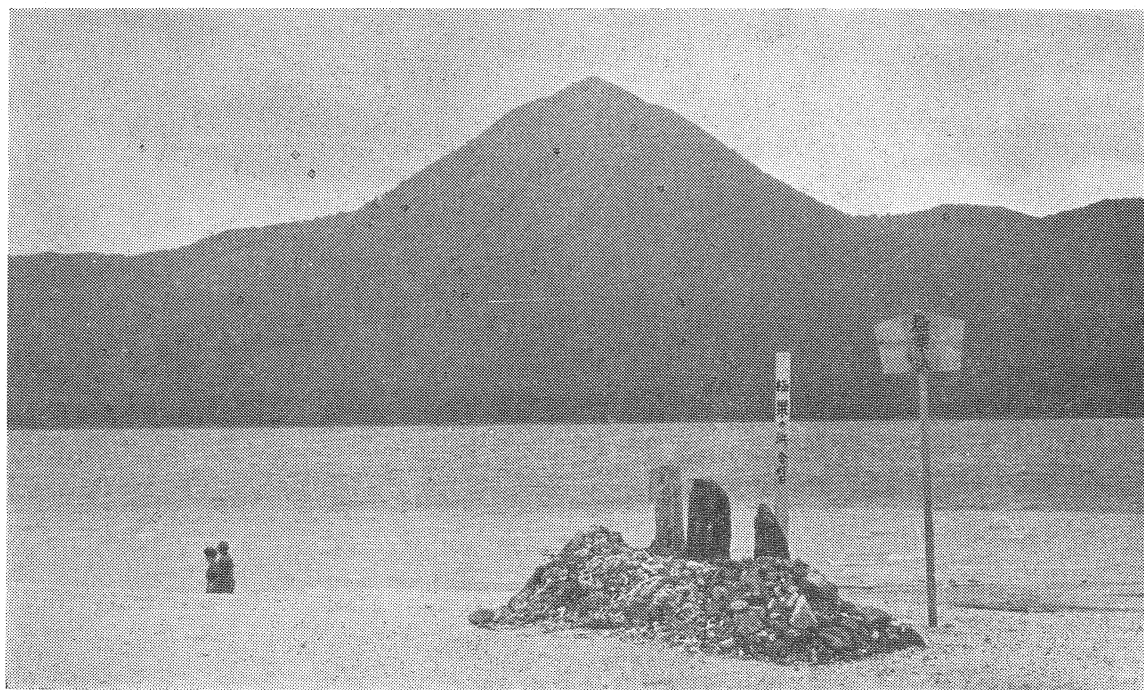


# むつ市政だより

昭和39年12月 第3号

発行所 むつ市役所

印刷所 K K 協同印刷



下北観光ブームをまきおこした恐山

# 住宅不足に陽光

近年とみに住宅不足で、住宅難が問題となつています。

国でも、重要政策として、この問題をとりあげ、種々の対策を講じています。

むつ市でも世帯分離や転入等により、住宅難が深刻になり、現在約一九〇〇戸ほどの住宅が不足していると推定されます。

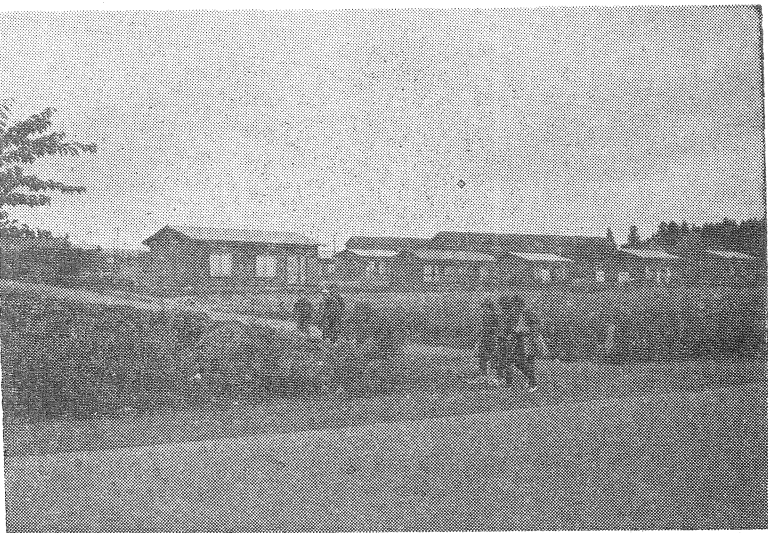
当市では、住宅難対策として、毎年二〇戸と四〇戸

又、県側にも働きかけ、今年度は県営住宅として田名部高校向側に、(平井団地

)簡易耐火構造平家建、二階建合せて三十戸、三本松にも、簡易耐火構造二階建二十戸を建設中です。

むつ市では、今年度、公営住宅として大近川に、木造平家二十戸、荒川地区に引揚者向住宅十二戸を建設しています。

この公営住宅は、国及び地



の公営住宅を建設、住宅困窮者へ提供しておりますがまだまだ、市民の要望をみたすに足りる戸数ではありません。

それで、昨年より、青森県住宅協会に入会し、昨年は、荒川地区内に、分譲住宅を十戸、今年は同地区内に十戸を、建設しています。

方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を建設し、これを住宅に困っている低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することにより国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的に建設されるもので、三二五戸の公営住宅があります。

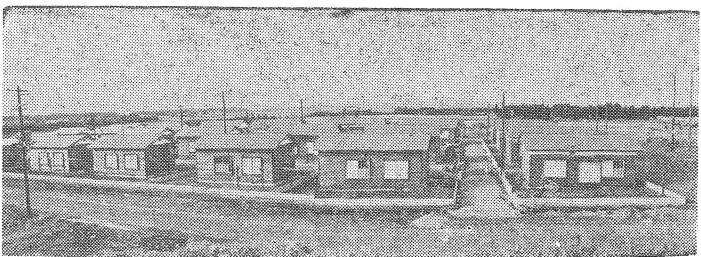
年々増加する住宅不足数に対し当市も、出来得るかぎりの努力をしております

今年の住宅入居者公募は

市営住宅

大近川団地は

十月二十日より



十月三十一日まで行ないましたが、県営住宅は平井団地、三本松団地とも来月二月末ごろに募集します。募集の際は改めてお知らせいたします。

## 敬老年金制度

社会保障制度は年々充実されておき、いろいろな年金制度ができましたがそのうち高齢者については老令福祉年金が支給されていることとはみなさんもご承知のこととありますが、青森県敬老年金の制度があることを知らない方がまだまだたくさんあるようです。

青森県敬老年金制度は昭和三十三年四月一日から実施されて青森県内にひき続き一年以上居住して満八十五才になるとこの年金をもらうことができる制度です。次にその手続のとりかたをお知らせいたします

◎敬老年金を受けることができる人

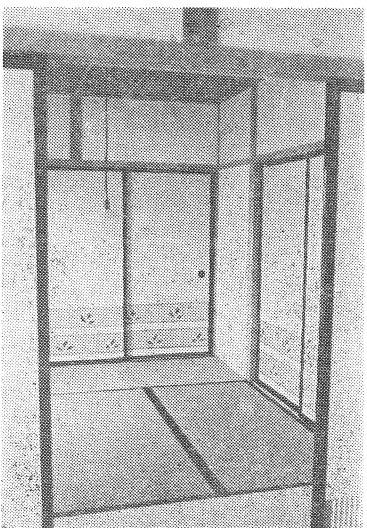
日本人で青森県内に一年以上居住しており年令満八十五才以上の人

◎手続(申請)のしかた  
敬老年金受給申請書一通 戸籍抄本 一通

◎もらう額及び支給方法  
年額三、六〇〇円を年四回に分けて市役所で支払います。

◎その他  
申請者は満八十五才になったら申請してください。

申請書用紙類は福祉事務所にあります。なお判らないことがありましたら福祉事務所へお問い合わせ下さい



# 分譲住宅はいかが

市民の方で分譲住宅はどんなものか？どうすれば申込ができるかと、考えておられる方のために、分譲住宅のことについて御説明いたします。

財団法人青森県住宅協会が、青森市にあります。その支所が、県内八市におかれており、当市にもむつ支所があります。

この協会は、政府が積極的に推進している住宅資金の融資制度を導入し、或いは日本住宅公団の住宅建設業務等の委託を受けて、融資住宅の建設と宅地の造成分譲等の事業を行い、住宅不足の解決促進の一翼をなすべく設立されたものであります。

当協会は、住宅金融公庫より公庫分譲住宅を取扱う事業主体として認可され、公庫融資付分譲住宅を建設、希望者に分譲しております。公庫融資付分譲住宅というのは住宅の建設費、宅地の取得費の一部を住宅金融公庫が融資してくれるもので、例えば、今年度荒川地内に建設した分譲住宅の場合、土地付住宅で、百万円から百三十万円ですが、このうち住宅金融公庫は、六

十九万円を融資してくれますので、実際には、三十一万円から六十一万円のお金があれば、分譲住宅が購入できる仕組みになっております。又公庫からの融資金

方、給排水施設及び環境等を考慮し建設しますので団地は合理的に造成されます。又建物も材料は新建材を使用、ドア、流し等は日本住宅公団の規格品を使用し、明るく、住みよい住宅という点に重点をおいて建設さ



れます。

の返済は、十八年間の長期月賦で利息も年利五分五厘と非常に低率です。この公庫融資付分譲住宅は団地計画をして道路の取り

特に事務手続は、融資申請から土地建物の登記まで一切行いますので、個人で建設されるより大変便利です。

## 海軍橋かけ替 え工事着手

オンボロ橋として市民の話の種であつた海軍橋も十月一日から

工事費九百五十万円  
橋の巾 五、五米

長サ 七二米

永久橋としていよいよ杭うちがはじまつた。

竣功は明春一月の予定。

また、個人で建設するのに違い、設計が一種か二種とさまつてきますし、数十戸を同時に建設するので、一戸一戸建てるよりずっと安くなります。

しかし各目の好みどおりに行かないこともありますので自分で好きな住宅を建てたい人のためには宅地だけの分譲も行なつておりますので、宅地だけを購入し自分の好きな住宅を建設する分譲住宅が、全国で人気をばくしています。特に自己資金があれば家賃程度の返済額で、家と土地が手に入る仕組みが好評を博しております。

なお現在までのむつ支所の実績をあげますと。

昭和三十八年度には分譲住宅の敷地を買収し十戸建設しました。

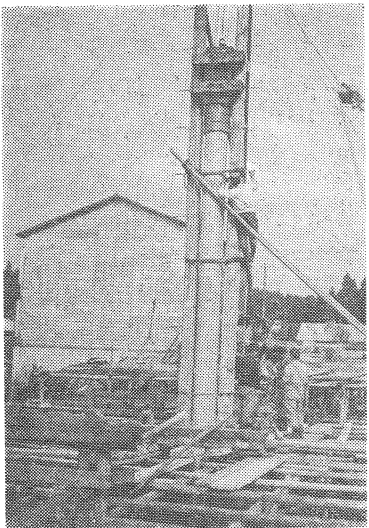
昭和三十九年度十三戸建設現在宅地を二十区画を分譲中です。

市民の皆さんで宅地の購入又は住宅建設希望の方は、市役所建設課内住宅協会むつ支所へ、お問い合わせ下さい。

## バイク耕うん 機をもつ方へ

軽自動車は陸運事務所へバイク、耕うん機は市役所へ次のことを申告しなければならぬことになっております。(取得、廃車、所有者の変更、車体の取り換え等)

最近届出をしないで、所有者の変更等をしているのが目立つてきましたので必ず届け出て下さい。廃車届には、ナンバー、印かん、申告には、印かんを御持参下さい又車名、車台番号、エンジン番号等をおぼえて来て下さい。



## 納税貯蓄組合に

### 加入しましょう

市制施行した翌年の昭和三十五年には、納税貯蓄組合数が七四、組合員数二九一四人でありましたが、現在は、組合数八八、組合員数三、八二六人とふえています。組合員がふえるのに比例して昭和三十五年度の市税の徴収率は（現年度および滞納繰越分の合計で九三・八パーセント、現年度分のみをみますと九七・三パーセントと大きくのびております。

市では、市税を徴収するための経費（徴税費といつて税の事務費で人件費、物件費、その他の経費の合計）の節減に努力しています。昭和三十五年には、徴税費の率が市税の一・二パーセントでしたが、現在は約八パーセントで年々減少しています。徴税費が大きくなりますと市民のために使われるお金がそれだけ少くなります。徴収員が、毎戸を訪問して徴収することは、人をふやさなければできません。人がふえれば徴税費がふえて損をするのは、市民のみなさんであります。これからは、徴税費の節減のため滞納者には、文書で督促し、催告し、それでも納入しない場合には、不本意ながら、差押え処分を行う

このたび市では法律にもとづいて、皆さんの住居の表示を新しい方法で実施することにになりました。皆さんが現在使用している住居の表示は、財産の権利を保護するためにつけた土

ことになりまます。市税を、納期内に完納するようご協力をおねがいいたします。

税を納期内に納入するための準備金として毎月積立している納税者の組合を納税貯蓄組合といえます。組合員は計画的に納税できる

## 好調のすべりだし

### 市営牧場

市では昭和三十九年度小規模草地改良事業として桃山地区に市営牧場を開設、九月から申し込みを受けまし

ただでなく、補助金の交付や税法上のいろいろの特典がありますので、未加入者は加入するようお勧めいたします。納税貯蓄組合に加入ご希望者は、近くの納税貯蓄組合または、市役所の収納課にご相談ください。

たが、利用頭数五十頭でまざます好調のすべりだしました。昭和四十年度は五月頃から開設の予定です



地の枝番は一、五〇〇以上あり、字赤川一三番地の枝番が六〇〇といったようにしかもこれらの枝番が雑然とならんでいるのであります。市制施行によつて、同一の字名ができた、公称と通称の町名ができた市街地の中にあつて極めて難解な字名や、ながたらしい名称もあつて住居表示困難を来たしているのであります。

このような状態をなくすため、国では法律をもつて昭和四十二年三月三十一日までに現に市街地である地域は新制度住居表示を完了しなければならぬことになつております。新住居表示方法は公道や河川、軌道等の目で確認できるもので一つの街区が一つの符号で表わされその街区の周囲を一定の距離に分割し、その区間により連続的な基礎番号をつけることになりました。この区間に出入口をもつ家はその区間の基礎番号を住居番号とします。この番号がきまると、その番号を市は各家庭に文書で通知し、それ以後あなたの住所はすべて次のように表示していただくことになりました。

むつ市〇町〇番〇〇号  
（街区符号）（住居番号）

ここで注意することは、これはあくまでも住所の表示だけで、戸籍や登記物件の所在には使用しないことになつています。

青森県では十和田市が既に完了、三沢市が本年度で終了することになつております。当市では三年計画で昭和三十九年度は大近川より川守まで、昭和四〇年度は上町より三本松まで、昭和四十一年度は田名部地区市街地を実施することになつております。

## 住居表示の実施

地の番号をそのまま使用しているため、いろいろ不合理があつて社会生活上不便と無駄が多く、行政上も能率があがらない原因となつているのであります。元来土地は売買等によつて

分筆か合筆が建物に関係なく行われます。又土地の真中に道路がつくられたりすると同じ番地がいくつもできあがり、枝番が多く、将来土地の細分化とともにますます複雑怪奇な地番や町ができてきかねないのであります。現に当市の字海老川二五番

# 恩給法や 家族援護法 大中に改正

## ◎南西諸島における

### 戦地加算

沖繩島周辺のいわゆる南西諸島及びその港域には戦時加算が付されていながつたが、今度の改正で次のとおり戦地加算が付せられることとなつた。

期 間 昭和十九年十月  
から昭和二十年  
九月まで

加算率 服務期間一月に  
つき二月加算

但し、沖繩本島は昭和二十年四月から同年六月までの間一月につき三月加算

## ◎恩給扶助料の増額の際に

おける年令制限の解除  
昭和三十七年に一万五千円ベースから二万円ベースに増額されましたが、公務員関係及び妻、子を除き他の受給者が六十才に達するまでは増額分を支給停止されておりましたが、この年令制限が撤廃されましたこの増額支給は、恩給局長が職権改定をしますから手続きは不用であります。

## ◎傷病年金受給者の

### 妻の加給

今まで旧軍人旧軍属の傷病年金受給者には加給制度がありませんでしたが、今度の改正で傷病年金受給者に妻がある場合は、四千八百円を加給することになりました。

この場合は改定請求書に妻の戸籍抄本を添えて請求して下さい。

## ◎外国特殊機関職員

### 在職年の算入

次の外国特殊機関職員の期間が新たに恩給公務員期

間に通算されることになりました。

## ◎旧満州青年義勇隊訓練機関

### ◎旧上海共同租界工部局

右三期間の職員期間が通算されることになりました。

この期間を通算し普通恩給年限に達する場合は普通恩給（扶助料）が支給されます。

## ◎公職追放者に対する

### 特別措置

終戦後連合国最高司令官の命令により退職した恩給公務員で、その引続在職年が七年以上普通恩給年限に達しない者に対し一時恩給に相当する一時金が支給されます。但しこの一時金支給については適用制限があります。

◎その他に琉球諸島民政府職員に係る恩給扶助料の改善、奄美群島の教育職員期間の取扱等が改正されております。

未帰還者の留守家族でまだ未帰還届を出していない人へ

未帰還者の消息は帰還者及び外地生存残留者からの資料収集や在外機関調査等により順次その状況が明らかにされております。本年四月現在全国で約八千名（本県約二百名）の未帰還者があり、生存確認された方には、帰国の意志確認、個別引揚による援護がおこなわれ、また不幸にして死亡が判明した人、死亡とみなされた人には死亡公報により戸籍整理や遺族への葬祭料弔慰料の支給など遺族援護がおこなわれております。

また、昭和三十八年四月から終戦時に南方地域にあつた一般邦人北方地域にあつた一般邦人で生死の資料が全くない方は新しく戦時死亡宣告の申立ができるようになり、これが確定しますと留守家族に弔慰料として三万円が支給されます。

## 遺族援護法等の

### 一部改正について

一、戦傷病者戦没者遺族等援護法について

①軍人が大東亜戦争中の戦地勤務においてかかつた傷病で故意又は重大な過失によることが明らかでないものについては公務上の傷病とみなしていたが、これを軍属の大東亜戦争中の戦地勤務にかかつた傷病及び軍人軍属の日華事変中の事変地勤務においてかかつた傷病にまで拡大し遺族年金及び弔慰金並びに第六項症以上の傷病者には障害年金を支給することになりました。

②軍人軍属が日華事変以後の在職期間内に公務傷病に併発した傷病により在職中又は退職後二年）結核、精神病は六年）以内に死亡した者の遺族及び引続き六ヶ月以上戦地等に勤務し、戦地等の勤務終了後一年（結核、精神病は三年）以内に死亡した者の遺族に一時金として十万円が支給になります。

ただし死亡した者の傷病が公務傷病又は戦地勤務と全く関係がない場合及び公務扶助料又は遺族年金等を受けける者、将来受けるべき者がある場合は除かれます。

③昭和二十一年二月一日（死亡した者が同日以後のときは死亡の日）以後昭和二十七年四月二十九日までの間に再婚し、離婚により婚姻を解消した妻及び同期間中に氏を改めて再婚し、離婚により婚姻を解消した父母、祖

父母並びに入夫婚姻による妻、父母に遺族年金等が支給されます。

④陸海軍部内の判任文官及び他省からの従軍文官等を軍人とし、従来恩給法の適用を受けられなかつた内縁の妻、別戸籍の父母等にも遺族年金等が支給されます。

⑤昭和二十年九月二日以後復員するまでの間に勤務に関連する傷病にかかり、これにより死亡した者の遺族にも弔慰金を支給されます。

⑥六十才未満の父母等が増額分を停止されている者の制限を撤廃した。

二、未帰還者留守家族等援護法について葬祭料の額を五千円から六千円に増額しました。

三、旧軍人等の恩給等の特例に関する法律について昭和二十年九月二日以後復員までの間に勤務に関する傷病にかかり、これにより死亡した者の遺族にも特例遺族年金又は特例扶助料を支給します。

## 四、戦傷病者特別援護法に

ついて

(イ)公務傷病の範囲を遺族等援護法と同様拡大しました。

(ロ)葬祭費を五千円から六千円に増額しました。

(ハ)略治等により療養を中断した場合にも療養の給付等を行います。

(ニ)船舶運営会の乗組船員特殊勤務の満鉄職員動員学徒等には療養の給付療養手当の支給及び葬祭費を支給し陸海軍の判任文官、従軍文官等には更生医療補装具の支給及び国立保養所への収容に関する規定が適用されます。

## 五、未帰還者に関する

### 特別措置法について

陸海軍部内の判任文官及び他省からの従軍文官等も対象となりました。以上が今回改正された概要であります。

該当すると思われる人及びご相談したい人はむつ市福祉事務所社会係まで御連絡下さい。

# 国保にご理解を

既に市民の皆さんには国民健康保険について深く御理解をいただいています。今年の三月被保険者証の検認を行なったところ検認率は五〇パーセントということに低調なものでした。この際なお一層の御理解と御協力を願うため被保険者の資格の取得、失及び届出等について述べたいと思います。

◎(一) 国保には強制加入  
国民健康被保険者はむつ市に住所を定めた時には本人の意思の如何にかかわらず資格を取得し、国民健康保険に強制加入となります。そして保険の給付を受ける権利や保険税を負担する義務が生じてくるのです。このように一定の事実の発生により即日手続を要しないで被保険者の資格を取得するので、これを事務的に具体化するため被保険者の属する世帯主に対し届出の義務を課しています。

(二) 資格喪失の時期  
被保険者はむつ市の区域内に住所を有しなくなった日の翌日又は他の社会保険等へ加入した日の翌日から資格を失うこととなります。

ただし、むつ市の区域内に住所を有しなくなった日に他の市町村の区域内に住所を有することとなつたときはその日から資格を失うこととなります。

(三) 届出等について  
以上述べたとおり転入、出生並びに社会保険等の資格を失なつたことにより国民健康保険の被保険者の資格を取得した場合或は転出

入し被保険者の資格を失なつた場合は事務的にこれを具体化するため被保険者の属する世帯主はこの事実が発生した十日以内に届出すべき義務があります。もしこれをおこたつた場合には過料が科せられます。届出することにより被保険者証が交付され又世帯員の異動により被保険者証の内容が書きかえられることとなります。

および世帯主の住所または氏名の変更についても届出しなければなりません。尚全世界帯員が資格を失なつた場合には届出をしないと被保険者証を返還しなければならぬこととなります。

この届出は全て市役所の受付で出来ます。むつ市に住所を有することになり被保険者となる人は世帯員に異動のある人は被保険者証を提示して下さい。

被保険者証は二年に一回更新し毎年一回検認を行なっていますが、検認を受けない被保険者証並びに古い被保険者証は無効となり使用出来ませんから御注意願います。

以上概略を述べましたがこのこと以外の事項についても疑問の点がありましたら御問合せ下さい。

尚国民健康保険事務について死亡並びに社会保険等に

## 国民年金保険料の前払い比較表

年金の月かけと前ばらいの比較例 (10年以内の前ばらい)

年齢	比較	期間				
		1年	3年	5年	7年	10年
25才未満	月がけの場合	1,200	36,000	6,000	8,400	12,000
	前ばらいの場合	1,170	33,300	5,280	7,020	9,310
30才	月がけの場合	1,200	3,600	6,000	9,600	15,000
	前ばらいの場合	1,170	3,330	5,280	7,890	11,310
35才以上	月がけの場合	1,800	5,400	9,000	12,600	18,000
	前ばらいの場合	1,760	5,000	7,910	10,530	13,970
割引額		30	270	720	1,380	2,690
割引額		30	270	720	1,710	3,670
割引額		40	400	1,090	2,070	4,030

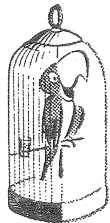
月かけと前ばらいの比較 (全期間前ばらい)

年齢	比較	20才(40年)	30才(30年)	40才(20年)	50才(10年)	55才(5年)
		月がけ	63,000	51,000	36,000	18,000
前ばらいの額	23,540	24,300	22,150	13,970	7,910	
割引額	39,460	26,700	13,850	4,030	1,090	

## 税の相談は

納税者のご便宜をはかるため税務署と県税事務所及び市役所の三者で毎月五、十五、二十五日に市役所相談所相談室において納税相談日を設けております。税についての御相談に御利用下さい。

なお当日が休日のときは翌日となります。



ては市役所では左記のとおりになつております。

給付関係事務……民生課  
保険税の賦課……税務課  
保険税の徴収……収納課  
被保険者の資格の得喪  
並に被保険者の確認事務  
……市民課受付係

# みなさんのためにも

## 国民年金

一つのかけ金で六つの年金!!  
これは国民年金できめられてある年金の種類です。つまり六十五歳から支給される老令年金、身体障害者になつたときの障害年金未亡人になつて子供をかかえているときは母子年金おばあちゃんが孫をかかえているような場合は準母子年金、みなし子には遺児年金の六種類があります。国民年金はこのように、

一人や、他の年金加入者の配偶者、学生（二十才以上）は自己の意志により加入することができるようになつており、この場合は届け出でされた月からになります。ただし昭和三十六年四月一日現在で五十歳以上の人は加入できません。

●かけ金額（保険料）  
毎月のかけ金は、満三十五才未満の人は百円、満三十五才以上の人は毎月百五十円になつております。

うようになりました。皆さんがもつとも、かけ金を払いやすくするために婦人会や、母子会、町内会にお願いして、納入組合を結成しております。毎月滞りなくかけ金することによつて将来の生活設計が楽に得られます。未だ納入組合に加入していない方は、組合に加入することをお勧めいたします。

行先  
皆さんがかけられた保険料は、前にも述べたように六つの年金として支給されることになっていますが、なおその他に養護施設、例えば、養老院とか保育所又は病院、学校、衛生施設など私達市民の施設のために融資されるしくみになつております。

むつ市も病院の精神病棟がこの年金の融資よつて建設されており今度また、保育所、児童館などを建設する予定であります。融資を受けるためには納利率が上がるのが大切です。皆さん個人への年金でも

### 漫画 ぬんきん



老後や家庭内の事故のためにもうけられた皆さんの年金であります。

#### ◎国民年金加入者

満二十才になつて他の公的年金に入っていない人は国民年金に加入しなければならぬことになつております。

又他の年金を受けている

又かけ金の納められない人には、かけ金免除の制度もあります。

今まで国民年金保険料をかけるには市役所年金係から印紙を購入して検認して貰うたてまえになつていましたが、市では今年の九月から事務改善によつて納付書で銀行などに納入して貰

なつています。かけ金を前ばらした後、その期間が経過しないうちに他の年金制度にかわつた場合は、経過していない期間分の前ばらいかけ金はかえされます

又前ばらいるときは納入組合が市役所年金係に直接納入して下さい。

◎積みたてられた年金の



# 昭和三十九年度 市民体育大会

今年の第四回むつ市民体育大会は、できるだけ多数の市民が参加できるようにとのことから、同じ日に全種目を行なう方法を変えて各競技を三回に分けて行なっていました。

その結果、参加者数は去年より増え、運営も適切に行なわれましたが、一部の種目は雨のため中止又は延期になりました。  
各競技の優勝者はつぎのとおりです。

- ◎陸上競技(九月二十三日 大湊高校)
- ①小学校の部  
第一部総合一位大湊A、二位第一田名部小A三位第二田名部小A
- 第二部総合一位第三田名部小A、二位奥内小、三位関根小
- 第三部総合一位角違小、二位中野沢小、三位金谷沢小
- ②中学校の部総合  
一位大平中、二位むつ中三位大湊中
- ③一般の部総合  
一位宇田、川守、二位大平三位上町、下町
- ※中学校男子八〇〇Mリレーで大平中学校が郡下(むつを含む)中学校の新記録を樹立。
- ◎庭球競技(九月二十日、田名部高)
- ①一般男子一位渡辺義春、村田精一組(航空自衛隊)
- ②壮年男子一位田村文雄、村田金蔵組(田高、田名部町)
- ◎相撲競技(九月十九日、田名部神社)
- ①個人競技一位毛内忠(九

勝一敗) 二位佐藤勝己(七勝二敗)

◎バトミントン競技(九月二十日、田名部高)

①団体戦一位田名部電報電話局 二位柳町々内会、三位小川町々内会

◎個人戦

男子一部、一位市川元清 二位村口勇  
男子二部 一位畑山茂樹 二位津田真人  
女子一位杉山幸子

◎卓球競技(九月二十日 田名部高)

①団体戦  
一位 むつ市役所 二位 愛球会  
三位 トヨタ自動車

◎個人戦  
男子二十九才以下軟式

一位 田沢久常  
二位 工藤一郎  
三位 白取三吾  
男子三十才以上軟式  
一位 浜谷一梅  
二位 工藤重昂  
三位 向井正夫

男子硬式  
一位 工藤一郎  
二位 田沢久常  
三位 西塚年男

女子軟式  
一位 黒羽佐知子  
二位 星川フミヨ  
三位 伊藤節子

◎ソフトボール(九月十一日 十二日大湊高)

準決勝にのこったチーム  
総監督人事部 海自揚陸隊 大湊航空隊 東北砂鉄

準決勝及び決勝は中止。

◎軟式野球競技  
雨のため中止

◎バレーボール バスケツ  
ットボール競技

## 借りやすく返すやすい 土地改良資金 安い利息も魅力

農家のみなさん、土地改良事業の融資が長期低利で有利な資金であることはすでにご承知のこと、存じますそれが今年から償還期間二十年(従来十五年) さえ置期間五年(従来三年) と延長され又申込書も今までは十枚も書かなければならなかつたのが二、三枚書けばよくなり借りやすく、返すやすくなりました。

◎「農業所得の増大を図るために」はなんとしても土地改良事業が必要であり、そのために政府では豊富に融資金を準備し、みなさん方に融資することになっております。この際不便の多い苦勞や水

第十九回市町村対抗農民体育大会は、去る八月二十二日、二十三日の両日、快晴に恵まれた。むつ市からは杉山市長を団長として百

十人の選手団が参加し、各競技に日頃の技をぎそいませました。むつ市チームは各競技に終始健闘し、相撲の部で三年連続優勝の栄冠をかちえたほかの各競技とも上位入賞をばたし、総合で三位に入賞しました。

- ◎陸上競技 六位
- ◎相撲競技 一位
- ◎バレー男子 三位
- ◎バレー女子 三位
- ◎剣道 二位
- ◎バトミントン 三位
- ◎ソフトボール二位(男子)
- ◎ソフトボール二位(女子)
- ◎卓球 二位
- ◎総合一位弘前市(三六、五)、二位黒石市(三〇、〇)、三位むつ市(二六、五)

所農林商工課か下北農林事務所に気軽に相談下さい  
「借りられる事業」  
かんがい排水(温池、水路頭首工)  
区画整理、暗染排水、客土農道開田、開畑、畦畔整備維持管理等

「借り入れできる方」  
土地改良区、農協、その他農業を営んでいればよい。(個人共同施行でもよい)

借りられる額  
事業費の八割以内で最低が一〇万円以上、さえ置期間五年以内で、償還期限二十年以内元利均等年賦償還年利三分五厘  
四、取扱っている金融機関  
青森銀行、青和銀行各本支店、農林中金青森支所、県信連